
答練・模試の解き方・受け方を 知るための 90 分

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

本試験の解き方（答練・模試で練習すべきこと）

1 解く順序

方針

- ・「知識問題」から解く
 - ∴開始直後の緊張状態でも影響が出にくい
- ・正解する確率が高い分野（得意分野）から解く
 - ∴正解している感覚のない問題が続くと不安が増し、解ける問題も間違えるリズムが大事

1. 午前

(1) パターン1（会社法に苦手意識がない）

会社法 → 民法 → 刑法 → 憲法

(2) パターン2（会社法に苦手意識がある）

民法親族相続 → 民法総則・物権・担保物権・債権 → 会社法 → 刑法 → 憲法

※司法試験の受験経験がある方

刑法 → 憲法 → 民法 → 会社法

2. 午後

(1) 大枠

択一 → 不動産登記（記述） → 商業登記（記述）

択一 → 商業登記（記述） → 不動産登記（記述）

※記述から解く場合は、「決めた時間がきたら次のセクションに移る」ということを他の人以上に徹底する必要がある

— 不動産登記（記述）と商業登記（記述）の出題論点を数分で確認する方法 —

記述の以下の解答処理手順のうち、不動産登記（記述）と商業登記（記述）について【手順2】まで先に行う。

【手順1】申請前の登記記録を答案構成用紙に整理する

【手順2】別紙の概要を把握する（不動産登記〔記述〕はSVO式）

【手順3】依頼・問を確認する

【手順4】答案作成上の注意事項を確認する（不動産登記〔記述〕は「補足事項」も含む）

【手順5】別紙と事実関係（不動産登記〔記述〕・聴取記録（商業登記〔記述〕）を検討する

【手順6】答案用紙に解答を記載する

（『リアリスティック不動産登記法 記述式』P27、『リアリスティック商業登記法 記述式』P25）

【具体的な【手順2】のやり方】

■不動産登記（記述）

別紙のうち、以下の3点のみを確認する

- i 別紙の題名（V）
- ii 当事者（S）
- iii 不動産の表示（O）

■商業登記（記述）

別紙のうち、以下の2点のみを確認する

- i 別紙の題名
- ii 株主総会議事録や取締役会議事録などの議案名

※組織再編に関する別紙の場合、以下の2点のみを確認する

- i 別紙の題名
- ii 当事会社および組織再編の形態（どちらの会社が承継会社かなど）←通常は別紙の冒頭か末尾

（2）択一

（a）パターン1

民事訴訟法 → 民事保全法 → 民事執行法 → 司法書士法 → 供託法 →
商業登記法 → 不動産登記法

（b）パターン2

司法書士法 → 供託法 → 民事訴訟法 → 民事保全法 → 民事執行法 →
商業登記法 → 不動産登記法

3. 飛ばすべき問題 (→最後に解く or 時間と気持ちに余裕が出てきたら解く)

①空欄補充問題

②学説問題

③ 1問で1つの事例となっている事例問題 (特徴は問題冒頭が長いこと [目安は6行以上])

ex. 午前 29-12, 午前 28-14, 午前 27-14, 午前 26-20, 午前 25-22, 午後 26-22, 午後 24-7

④計算問題

ex. 民法の抵当権の処分, 共同抵当権, 具体的相続分, 遺留分, 会社法の決議要件

⑤個数問題

↑
時間がかかる
正解している
自信がない
↓

2 時間配分

根本的な発想

- ・勉強・試験は「仕事」である
 - ・損切りができるか
 - ・択一は特に「機械的に」解けるか
- ∴人間には、「真実を知りたい」「問題を出されると答えたい」という欲求がある

大前提

時計は常に見る (最低択一1問につき1回)

1. 午前択一

1問3分のペースで解く (105分で終了)

2. 午後択一

MAX 1問2分のペースで解く (最大70分で終了)

理想的な時間配分 ← 答練・模試はこれで解く

・「正」「誤」のチェック → 2分 (P16④①)

・第1問～第11問 → 11分 (1問1分のペース) ※MAX 15分

・第28問～第35問 → 16分 (1問2分のペース)

・第12問～第27問 → 32分 (1問2分のペース)

計 61分

絶対のルール

14:10になったら記述に入る

3. 記述

記述の2つの時間

① 事案検討の時間

② 答案用紙に記載する時間 (← 答案用紙を見てこれを先に決める)

ex. (近年) 不動産登記 (記述) 20分

商業登記 (記述) 25分

絶対のルール

答案用紙に記載する時間がきたら、書き始める (遅れていいのは5分)

4. 記憶しておくべき時間 (午後)

■ 午後択一

13:00～14:00



■ 不動産登記 (記述)

14:00～15:00



■ 商業登記 (記述)

15:00～16:00



3 解答スピードを上げる方法

1. ポイントと思われる箇所に下線を引ながら肢を読む
午後択一で再度読める肢は、多くても「2/5肢」程度
2. 図を描きながら肢を読む
読み終わってから描くのではなく、描きながら読む
3. 組合せを利用しながら解く
1肢の正誤を判断したら、組合せを見る
→組合せで解答が出た後の肢(残りの1~3肢)は、時間があればサラッと確認する
だけにとどめる
4. 3秒ルール(午後択一の一読目で1肢について考える時間)

午後30-19

登記識別情報の提供に関する次のアかちオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aの破産管財人Bが、破産財団に属する甲土地を裁判所の許可を得て売却し、その所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供することを要する。
- イ 甲土地について、甲区1番でAを登記名義人とする所有権の保存の登記がされた後に、甲区1番付記1号でA及びBの共有名義とする更正の登記がされている場合において、A及びBを設定者とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区1番及び甲区1番付記1号で通知された登記識別情報を提供することを要する。
- ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aとその配偶者Bが離婚した後、AからBへの財産分与を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する旨の公正証書が作成された場合において、当該公正証書を登記原因証明情報として、AからBへの所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供することを要しない。
- エ Aが甲区2番及び甲区3番でそれぞれ所有権の持分を2分の1ずつ取得し、Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、甲区2番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区3番の持分を取得したときに通知された登記識別情報を提供することを要しない。
- オ 甲土地について、Aを抵当権者とする順位1番の抵当権、Bを根抵当権者とする順位2番の根抵当権、Cを抵当権者とする順位3番の抵当権の設定の登記がそれぞれされている場合において、

Cの抵当権を順位1番、Aの抵当権を順位3番とする順位の変更の登記を申請するときは、Bに対して通知された登記識別情報を提供することを要しない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

5. 午後択一で全肢読まない方法を採用（人による）

→判断しやすい肢を探す練習をする

この練習が必要な理由

- ・全肢読まない解き方をする方 → マスト
- ・全肢読まない解き方をしない方 → この方も、状況によっては一部の問題は全肢読まないで解かないといけないうちかもしれない

①短い肢から読む

②漢字の部分だけをパッと見て、用語から得意な肢かを判断する

③ひっかけパターンから読む肢を判断する

- ex1. 利用権の登記事項を問う問題は、地役権に誤りの登記事項が含まれている確率が高いので、まずは地役権についての肢から見る（地役権の肢を軸肢にする）

午後5-20

次の1から5は各種の登記の申請情報についてその内容の一部を掲げたものであるが、申請情報の内容とすることができないものが含まれているものはどれか。

1 賃借権設定登記の申請書

賃料、土地の賃借権設定の目的が建物の所有であるときはその旨、賃貸人が財産の処分につき行為能力の制限を受けた者又は財産の処分の権能を有しない者であるときはその旨

2 地役権設定登記の申請書

要役地の表示、地役権設定の目的及び範囲、存続期間の定めがあるときはその定め

3 抵当権設定登記の申請書

債務者、債権に条件を付した場合はその条件、抵当権の効力の及ぶ範囲に別段の定めがあるときはその定め

4 地上権設定登記申請書

設定の目的、存続期間、地代、その支払時期の定めがあるときはその定め

5 質権設定登記の申請書

債務者、債権額、存続期間、利息、違約金についての定めがあるときはその定め

- ex2. 存続期間が満了している場合、そのことは登記記録から明らかなので、何か特殊な規定がありそう。しかし、不動産登記法に特殊な規定はない。択一で出題者が存続期間の満了を出すときは、「特殊な規定があるのかな？」と惑わせる意図で出題するので、その意図にあらかじめ備えておく。

『リアリスティック不動産登記法Ⅱ』P180)

午後 19-25

ア 存続期間の定めがある地上権の設定の登記がされ、かつ、当該地上権を目的とする抵当権の設定の登記がされている場合において、当該地上権の登記の抹消を申請するときは、当該抹消が存続期間の満了を原因とするものであっても、当該抵当権の登記名義人の承諾を証する情報の提供を要する。

- ex3. 2号仮登記の移転(ex. 所有権移転請求権の移転)は、他の仮登記の処分にはない特徴を聞くことが多いので、あらかじめ「2号仮登記の移転だから、他の仮登記の処分にはない特徴的な点を聞いてくるかな？」と準備(心構え)をしておく

午後 24-16

ウ 代物弁済を登記原因とする所有権移転請求権の仮登記がされている場合において、所有権移転請求権の移転の登記を申請するときは、申請人は、所有権移転請求権の仮登記の登記名義人に通知された登記識別情報を提供しなければならない。

④共通する視点や記憶のルールで解ける肢を探す(探し方は上記②の方法)。肢の文言から共通する視点や記憶のルールを思い出す。

ex. 執行供託

ルール1 「被差押債権の額」や「差押額」と関係のない額の供託はできない

ex. 100万円の債権のうち30万円が差し押さえられた場合に、50万円を供託することはできない

ルール2 滞納処分による差押えがない場合、被差押債権の「全額」の供託はできる

ルール3 義務供託の場合、供託書の「被供託者」の記載は不要

∵義務供託の場合、誰が還付請求するかわからないからである

ルール4 仮差押えしかされていない場合には、権利供託となる

∵仮差押えしかされていない場合は、配当手続にならないから

『Realistic Text 供託法・司法書士法』P79, 82, 85)

午後 29-10

執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 第三債務者は、取立訴訟に係る訴状の送達を受ける時までに差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて発せられた差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。

イ 第三債務者は、金銭債権の一部に対して仮差押えの執行がされた後、当該金銭債権のうち仮差押えの執行がされていない部分を超えて発せられた仮差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。

ウ 第三債務者は、金銭債権に対して滞納処分による差押えのみがされたときは、その債権の全額に相当する金銭を供託することができる。

エ 第三債務者は、金銭債権である給与に係る債権につき差押可能額の限度で差し押さえられたときは、その債権の全額に相当する金銭を供託することはできない。

オ 第三債務者は、金銭債権の一部が差し押さえられたことを原因としてその債権の全額に相当する金銭を供託するときは、供託書の「被供託者の住所氏名」欄には執行債務者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

6. 知っている知識でも使わない

- ①時間がかかる場合は使わない

午後 23-20

確定前の根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア Aを根抵当権者とする極度額金 3 億円の根抵当権をB、C及びDの3名に一つの契約で同時に一部譲渡し、A、B、C及びDの共有とする場合における根抵当権の一部移転の登記の申請における登録免許税の額は、45万円である。

イ Aが所有する不動産にB銀行株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、当該根抵当権がC銀行株式会社に全部譲渡され、同時に、AとC銀行株式会社との間で、債権の範囲を「銀行取引」から「手形貸付取引」に変更する契約がされたときは、当該根抵当権の変更の登記の申請においては、Aが権利者、C銀行株式会社が義務者となる。

ウ A及びBを根抵当権者とする共有の根抵当権において、共有者Aの権利の一部に関し、Cに対する一部譲渡を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記を申請することができる。

エ Aが所有する不動産にB株式会社を根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていた場合において、B株式会社を吸収分割会社、C株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割があったときは、B株式会社からC株式会社への会社分割を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記には、Aの承諾を証する情報を提供することを要しない。

オ A株式会社が所有する不動産にA株式会社を債務者、Bを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされていたところ、A株式会社を吸収分割会社、C株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割があった場合において、当該根抵当権で担保すべき債権の範囲を会社分割後にC株式会社がBに対して負担する債務のみとする合意が成立しているときは、当該根抵当権の債務者を直接C株式会社に変更することができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

午後 24-2

Aは、Bに対して有する1,000万円の貸金債権のうちの一部の請求であることを明示して、Bに対し、200万円の支払を求める訴えを提起した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 訴えの提起による時効中断の効力は、200万円の範囲についてのみ生ずる。

イ 裁判所は、審理の結果、AのBに対する貸金債権が400万円の限度で残存していると認めた場合であっても、200万円の支払を命ずる判決をしなければならない。

ウ Aの請求を全部棄却するとの判決が確定した後、Aが貸金債権の残部である800万円の支払を求めて訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されない。

エ BがAに対して有する120万円の売買代金債権を自動債権として相殺の抗弁を主張した場合において、裁判所が、審理の結果、AのBに対する貸金債権は400万円の限度で残存しており、かつ、Bの相殺の抗弁に理由があると認めたときは、裁判所は、Aの請求につき、80万円を超える額の支払を命ずる判決をしてはならない。

オ AのBに対する訴訟の係属中にBがAに対して請負代金2,000万円の支払を求める別訴を提起した場合には、当該別訴において、Aは、貸金債権の残部である800万円を自動債権として相殺の抗弁を主張することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

②肢の中で知らない知識を判断に使わない

午前 15-7

ウ 権利者が義務の履行を求める催告は、時効中断事由であるが、その時効中断の効力は完全なものではなく、6か月以内に裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法（現家事審判手続法）による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効中断の効力を生じない。

7. 表形式の問題は短い列から読み、

- ①それだけで答えを出せる肢を探す
- ②判断しやすい肢を探す

午後 30-13

次のアからオまでの記述のうち、甲土地を目的として第1欄の各登記を申請又は嘱託したときに第2欄に掲げる事項が当該各登記の登記事項とはならないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	仮処分債権者が所有権の移転の登記と同時に申請する、所有権の処分禁止の仮処分の登記に後れる所有権の移転の登記の抹消	登記原因の日付
イ	被相続人名義の共有持分について、他の共有持分の登記名義人の一人と住所を同じくする同名異人である相続人が、その生年月日を申請情報の内容として申請する相続を登記原因とする当該持分の全部の移転の登記	同名異人である相続人の生年月日
ウ	賃借権の登記名義人の相続人が二人以上いる場合において、当該相続人らから申請する相続を登記原因とする賃借権の移転の登記	相続人ごとの持分
エ	相続財産管理人が申請する相続人不存在を登記原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記	相続財産管理人の氏名
オ	国が所有権の登記名義人に代位して嘱託する住所移転を登記原因とする当該登記名義人の住所の変更の登記	代位原因

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

持分を記載しない権利を記憶する

権利者が複数いる場合は、持分を記載するのが原則です（不登令3条9号）。よって、**例外的に持分を記載しない以下の権利を記憶し、それ以外は持分を記載する**としてください。

①確定前根抵当権（不登令3条9号かっこ書。昭46.10.4民事甲3230）

*確定後根抵当権については争いあり

②確定前根質権（不登令3条9号かっこ書）

③地役権（不登法80条2項参照）

④信託（不登令3条9号かっこ書）

⑤処分制限（差押え，仮差押え，仮処分など。昭35.8.20民事三.842）。

上記のふりがなをふった部分を「餅（持分）はね（確定前根抵当権・確定前根質権）ち（地役権）っこいし（信託・処分制限）」というゴロ合わせで記憶してください。正月のお餅を思い出しながら……。

（『リアリスティック不動産登記法Ⅱ』P16）

8. 空欄補充問題

- ①候補のみを考える
- ②判断しなくていい空欄もあり得る
- ③最後のほうまで読まないと絶対にわからないこともある

午後 18-26

次の文章中の〔 1 〕から〔 7 〕までの空欄に後記の語句群の中から適切な語句を選んで入れると、不動産登記制度に関する文章となる。〔 1 〕，〔 2 〕，〔 4 〕及び〔 6 〕の空欄に入れるべき語句の組合せとして正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。ただし、文章中の〔 A 〕と〔 B 〕には適当な語句が入るものとし、同一の数字又は記号には同一の語句が入り、異なる数字又は記号には同一の語句は入らないものとする。

「わが国の不動産登記制度は、不動産の〔 1 〕と〔 2 〕を記録した一定の公簿を公開することで、不動産取引の安全と円滑に資するための制度です。そして、不動産登記制度は、その成り立ちの違いから〔 A 〕と〔 B 〕に分かれていて、いろいろな場面で原則として次のような違いがあるとされています。まず、〔 A 〕は、不動産の〔 1 〕を公示するものですから〔 3 〕がありませんが、〔 B 〕は、不動産の〔 2 〕を公示するものですから〔 3 〕があるという違いがあります。次に、〔 A 〕は、当事者に〔 4 〕があるとともに、〔 5 〕により登記を行うこともできますが、〔 B 〕は、〔 6 〕の原則から、当事者に〔 4 〕はありませんし、〔 5 〕

により登記を行うこともできません。さらに、は、登記官に登記についての〔 7 〕が認められていますが、は、登記官に登記についての〔 7 〕は認められていません。」

【語句群】

物理的現況，対抗関係，権利関係，対抗力，公信力，形式的確定力，申請の自由，申請義務，出頭義務，登記官の職権，書面申請，郵送，職権主義，私的自治，申請主義，実質的審査権，形式的審査権

〔 1 〕	〔 2 〕	〔 4 〕	〔 6 〕
1 物理的現況	権利関係	申請義務	私的自治
2 権利関係	物理的現況	申請の自由	職権主義
3 物理的現況	対抗関係	申請の自由	職権主義
4 権利関係	物理的現況	出頭義務	私的自治
5 物理的現況	権利関係	申請義務	申請主義

cf. 「前後関係」「接続詞」「こそあど言葉」を丁寧に把握する

9. 科目別

(1) 供託法

執行供託は、以下の2つの方法で解く。

- ① 図を描かないで解く練習をする
- ② 共通する視点や記憶のルール (P7④ex.) をフルに使う

(2) 司法書士法

「業務を行ない得ない事件」の肢は、使わなくてすむなら使わない。

使う必要があった年度	使う必要がなかった年度
18-8	30-8
15-8	27-8
	24-8
	23-8
	21-8
	17-8
	8-8
	2-9

午後 24-8

司法書士の業務のうち、裁判所に提出する書類を作成する事務を行う業務(以下「裁判書類作成業務」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- ア 司法書士は、裁判書類作成業務の受任を特定の者から依頼されたもののみ限定することはできない。
- イ 社員が 3 人ある司法書士法人において、社員である A のみが社員となる前に個人の司法書士として X の依頼を受けて裁判書類作成業務を受任していた場合には、当該司法書士法人が当該裁判書類作成業務に係る事件の X の相手方である Y から受任した当該事件に関する裁判書類作成業務について、社員である A が担当することはできない。
- ウ 司法書士法人が X の依頼を受けて受任した裁判書類作成業務について、当該司法書士法人の使用人として自らこれに関与した司法書士は、X が同意した場合には、当該裁判書類作成業務に係る事件の X の相手方である Y から、個人の司法書士として当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。
- エ 司法書士は、最高裁判所が上告裁判所となるときであっても、その上告状を作成する事務を行う業務を受任することができる。
- オ 複数の従たる事務所を有する司法書士法人は、ある従たる事務所において X の依頼を受けて裁判書類作成業務を受任していた場合であっても、他の従たる事務所においてであれば、当該裁判書類作成業務に係る事件の X の相手方である Y から、当該事件に関する裁判書類作成業務を受任することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

(3) 不動産登記法

(a) 登記記録問題

「二段法」で解く ← 近年の登記記録問題は難易度が低い

第 1 段階 肢から読み、必要があれば登記記録の一部のみを読む

第 2 段階 第 1 段階の方法で解答が出せなければ、権利関係を把握する

午後 26-19

次のような登記事項の記録(抜粋)がある不動産に関する下記のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 18 年 2 月 2 日 第 1111 号	原因 平成 18 年 2 月 2 日売買 所有者 A
付記 1 号	買戻特約	平成 18 年 2 月 2 日 第 1111 号	原因 平成 18 年 2 月 2 日特約 売買代金 金 1,000 万円 期間 平成 18 年 2 月 2 日から 10 年間 買戻権者 B

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 25 年 4 月 1 日 第 2111 号	原因 平成 25 年 4 月 1 日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金 1,000 万円 債務者 A 抵当権者 C

ア Cが抵当権の実行として競売開始決定を得て、その旨の差押えの登記がされた場合において、買戻しの期間が経過しているときは、Cは、Aに代位して、買戻特約の登記の抹消をBと共同して申請することができる。

イ Bの住所について登記記録上の住所から変更があった場合であっても、Bは、当該変更があったことを証する情報を提供すれば、その住所についての変更の登記をすることなく買戻特約の登記の抹消を申請することができる。

ウ Bの買戻権の行使による所有権の移転の登記がされた場合には、Bは、Cの抵当権の登記の抹消を単独で申請することができる。

エ A及びBは、買戻特約の売買代金を 1,200 万円に変更する旨の合意をした場合には、買戻特約の登記につき当該売買代金を 1,200 万円とする変更の登記を申請することができる。

オ 買戻特約の売買代金について、真実は 1,200 万円であったが、申請人の過誤により 1,000 万円として申請され、登記されている場合には、A及びBは、買戻特約の登記につき当該売買代金を 1,200 万円とする更正の登記を申請することができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

(b) 登録免許税

計算が不要な肢で答えが出るのであれば、計算が必要な肢は使わないのがベスト

午後 25-27

甲土地(不動産の価額 100 万円)について、次のアからオまでの第 1 欄の各登記の申請をする場合の登録免許税の金額として、第 2 欄の金額が正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとし、また、当該申請は、登録免許税額が最も低額となるように申請するものとする。

	第 1 欄	第 2 欄
ア	敷地権の目的が甲土地の所有権のみであるA所有の敷地権付き区分建物について、順位 1 番と順位 2 番でそれぞれ登記された各抵当権間の順位の変更の登記	4,000 円
イ	Aの持分にのみ債権額 100 万円の抵当権の設定の登記がされているA及びBが共有する甲土地について、AがBの持分の全部を取得し、その移転の登記がされた場合において、当該抵当権の効力を甲土地の所有権全部に及ぼす変更の登記	1,000 円
ウ	Aを抵当権者とする順位 1 番の抵当権の設定の登記と、Aを抵当権者とする順位 2 番の抵当権の設定の登記がされている甲土地について、同一の登記原因によってする順位 1 番及び順位 2 番の各抵当権の登記の抹消	2,000 円
エ	AからBへの贈与を登記原因とする持分 2 分の 1 の所有権の一部移転の登記がされている甲土地について、当該登記を所有権全部の移転の登記とする更正の登記	1,000 円
オ	Aを賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている甲土地について、Aが甲土地を相続により取得した場合にする相続を登記原因とするAへの所有権の移転の登記	2,000 円

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

4 ケアレスミス対策

- ①試験開始直後に問題把握（テーマの確認）、および、「正しいもの」「誤っているもの」の対策をする
- ②正しい肢には「◎」「○」、誤っている肢には「×」「\」をつけるで統一する
「正しいものの組合せを選べ」「誤っているものの組合せを選べ」のどちらであっても、変えない
- ③肢の誤読を防止するために肢の最後に波線で下線を引く
- ④問題冒頭に注意するクセをつける（特に会社法・商業登記法）
- ⑤連続して正解している感覚が続いたときに平常心に戻す

5 答練・模試の復習方法

1. 復習として行うこと（その日のうちに終わらせる）

以下の2つの観点から復習する

①自分の行動の特徴を書き出す（特に本試験と同じ時間で行われる模試）

- ex1. 朝に○○を食べると、お腹の調子が良くなる・悪くなる
- ex2. ペットボトルは糖分が入ったもののほうが頭が働く
- ex3. 午後択一と記述の間でトイレに行くと気持ちを切り替えられる
- ex4. 記述で思考停止したときにトイレに行くと思考が動き出す

②内容についての反省点を書き出す（下記2.参照）

→講師に相談できる方は相談する

2. 内容についての反省点

間違えた問題の原因を以下の3つに分類する。

①まったく知らない知識

→無視

②知っている知識

i 単に結論を思い出せなかった

→理由付けや思い出し方から思い出せるようにする。どのような思考過程（「理由付け」なのか「思い出し方」なのか）で思い出すかを定める。

ex. 係争物に関する仮処分と仮の地位を定める仮処分の要件の違い

午後 26-6

仮の地位を定める仮処分命令に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

民事保全法 23 条（仮処分命令の必要性等）

1 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

ii 別の知識と混同した

→テーマ、キーワードから思い出せるようにする

(i) 問題冒頭のテーマ (ex. 「即時取得に関する」の「即時取得」) を見て、頭をそのテーマ (ex. 民法Ⅱのテキストの即時取得) にセットする

(ii) キーワード (ex. 「占有改定」) から思い出す

(参考)

「松本×山田対談 合格力を高める『検索力トレーニング』とは？
～解答スピードと正答率を高めるための方法論～」

https://www.youtube.com/watch?v=IgU1FmTh_KM

③ケアレスミス

→ケアレスミス対策 (上記4)

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
		『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ https://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【直前期の講座】

- ・本試験出題予想会

L I V E（東京本校）6月15日（土）18：30～21：50

※名古屋本校、京都本校、大阪本校L I V E同時中継

W E B 6月17日（月）配信開始

D V D 6月21日（金）発送

司法書士オープン総合編を一括で申し込まれた方は、無料で受講していただけます。

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335